

農地を貸したい人

農地中間管理機構

農地を借りたい人

# 農地を有効活用しませんか

## 農地中間管理機構とは

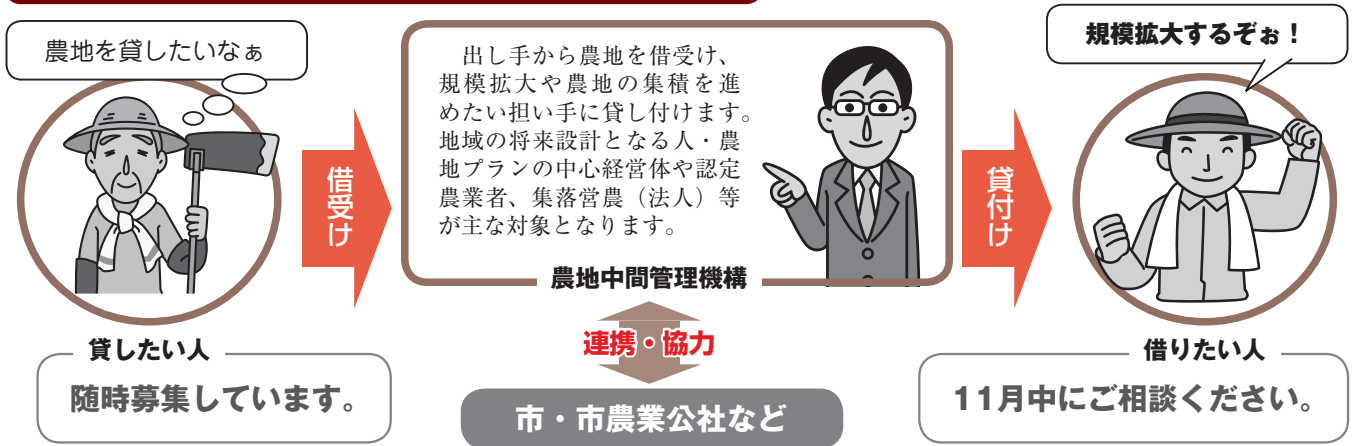
農地の貸し借りを進める新しい仕組みです。

担い手が規模拡大し、作業しやすい農地環境づくりを進めるため、農地の中間的受け皿として農地中間管理機構が創設されました。栃木県では、公益財団法人栃木県農業公社が国の指定を受け、市はその業務を一部委託され実施します。この事業では、農地を貸したい人、借りたい人、さらに地域がメリットを受けることができます。

まずは市農政課にご相談ください。

■問い合わせ先 農政課 ☎(48)2143

## 農地中間管理事業の仕組み・流れ



## どのような農地が対象なの？

- 農業振興地域内の農地であり、機構の借受ルールに基づき判断します。
- 貸借期間は、原則10年以上です。
- 再生不能と判断された遊休農地や、利用が著しく困難な農地等、貸付が見込めない農地は借り受けることができません。

詳しくは、農政課にお問い合わせください。

## 事業活用のメリットは？

- 公的な機関を通じた取組ですので、安心して貸付けが行えます。
- 賃料は機関から支払われ、契約期間が満了すれば、農地は確実に戻ります。
- 納税猶予の適用用地の場合、納税猶予の適用が継続されます。
- 要件を満たせば、機構集積協力金の交付を受けられます。



### ① 地域集積協力金

【機構への貸付け割合】	【交付単価】
2割超5割以下	: 2.0万円 / 10 a
5割超8割以下	: 2.8万円 / 10 a
8割超	: 3.6万円 / 10 a

#### 【交付対象者】

地域で一定以上のまとまった農地を機構に貸し付けた場合、地域に支払い

※平成27年度までの単価

### ② 経営転換協力金

【貸付等を行う面積】	【交付単価】
0.5ha以下	: 30万円 / 戸
0.5ha超2.0ha以下	: 50万円 / 戸
2.0ha超	: 70万円 / 戸

#### 【交付対象者】

- 機構へ農地を貸し付けた農業者等
- ① 農業部門の減少により経営転換する農業者
  - ② リタイヤする農業者
  - ③ 農地の相続人

### ③ 耕作者集積協力金

【交付単価】
20千円 / 10 a

#### 【交付対象者】

機構の借受け農地に隣接する農地または面積的要件を満たす原則2筆以上の農地（交付対象農地）の機構への貸付に協力した農業者

※平成27年度までの単価